

石狩市監査委員公表第3号

令和4年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の11第4項の規定による監査を、石狩市監査基準に準拠して実施したので、同項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

1 監査結果報告

北石狩公平委員会の財務事務について

収入金の収入事務において、公平委員会負担金の収入に関する書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

令和4年8月25日

石狩市監査委員 百 井 宏 己

石狩市監査委員 日下部 勝 義